

グリーン購入の調達者の手引き（仮称）について（案）

1. 手引き作成の考え方

（1）手引きの目的

現行のグリーン購入法の特定調達品目は、19分野 246品目と広範多岐にわたっている。また、各品目の判断の基準等についても、単一の基準は少なく、様々な要件を組み合わせる事となり、対象製品の範囲も複雑化している。このため、グリーン購入を行う国等の機関の調達者が、その基準を正しく理解し、環境物品等を容易に調達できるようにすることが急務となっている。他方、古紙偽装問題の調査において明らかになったことであるが、各機関によって調達時の確認の内容や程度が異なっており、事業者側の再発防止の取組とともに、調達者側にも一定のガイドラインを定め、調達に当たっての確認が確実にされるよう配慮する必要があると考えられる。

このため、調達者側の判断の基準等の内容の理解促進を図るために「グリーン購入の調達者の手引き（仮称）」（以下「手引き」という。）を作成し、その中で体系的に判断の基準を整理し、既存の環境ラベル等を活用した確認方法を示すこととする。

なお、調達者向けの手引きの作成は国等の機関に限らず、地方公共団体におけるグリーン購入の推進に当たっても有効なツールとなるものと考えられる。

（2）手引きの作成の流れ

調達者が確認すべき項目及び基準等についてまとめた手引きを作成するための流れは、下図のとおりである。

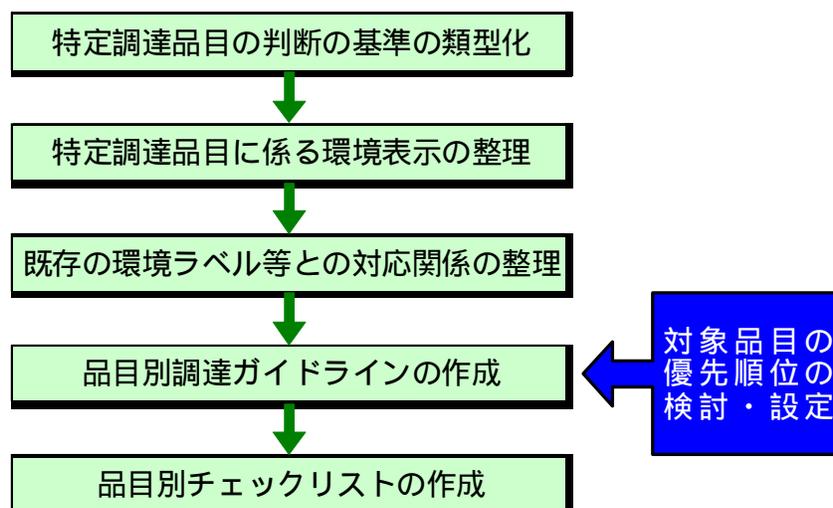


図1 調達者の手引き作成フロー

2. 手引きの作成

物品等の調達に当たり、判断の基準を満足する製品等（特定調達物品等）であることを容易に判別できるようにするためには、判断の基準を類型化し、品目群の基準体系を整理して示すとともに、参考となる既存の環境ラベル等を活用した確認方法を具体的に示す必要がある。

本年度作成する手引きには、物品及び役務 184 品目¹のうち、国等の機関における調達量が多い品目であって、国等の機関の調達者や地方公共団体からの問い合わせの多い品目、判断の基準等の解釈を間違えやすい品目またはわかり難い品目を優先的に掲載するものとする。なお、手引きの内容や掲載品目の優先順位等の検討に当たっては、必要に応じて、実際の調達者に対しヒアリング等を行い、可能な限り要望・意見等を反映することとする。

以下に、図 1 の流れに従い、具体的な手引き作成に当たっての考え方を示す。

（1）特定調達品目の判断の基準の類型化

特定調達品目の判断の基準及び配慮事項は、分野・品目ごとに様々な環境側面を評価して設定されており、評価軸となる基準が共通している場合や他の法令・制度等に準じて基準が設定されている品目も多い。したがって、個々の品目の判断の基準を具体的に確認しなくとも特定調達物品等であることを容易に判別することができる品目も数多く存在している²。

このため、手引きの作成に当たっては、特定調達品目の判断の基準となっている環境項目をその基準の内容に即して類型化し、後述する環境ラベル等との関連の整理のための基礎資料とする。

（2）特定調達品目に係る環境表示の整理

特定調達品目に指定されている物品等には、様々な環境ラベルが表示されており、実際の調達に当たって既に参考にされているものも多くある。ここでは、主に判断の基準に関連する環境ラベル等に関して、グリーン購入法の判断の基準との関連性を整理する。

一般に、第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度においては、複数の物品・サービスを同一の基準の下で比較することが可能となり、グリーン購入に当たって、より環境負荷の少ない製品を選択する場合に有効である。一方、個々の事業者等が自ら宣言するラベルについては、ISO 規格（タイプ ）に準拠していないものも少

¹ 平成 22 年度調達の基本方針の追加・見直し内容については、可能な範囲で手引きの内容に反映するものとするが、原則として、地方ブロック説明会において周知を図る

² 例えば、エコマークの認定を受けた多くの文具類、（社）オフィス家具協会のグリーンマークが表示されたオフィス家具等、グリーン経営認証を取得している輸配送、旅客輸送に係る事業者等が該当

なからずあり、信頼性の面において不十分な場合も散見されることから、環境省の「環境表示ガイドライン」や公正取引委員会の環境保全に配慮していることを示す広告表示についての留意事項等の考え方を参考とし信頼性の確認を行う。

(3) 既存環境ラベル等との対応関係の整理

上記のとおり、特定調達品目の判断の基準は、既存の環境ラベルとの整合性を有しているものも少なくない。例えば、エコマークの認定基準は、グリーン購入法の判断の基準を包含し、同等以上の基準となっているものが多い。これら同等以上の基準を有する品目に加え、一部基準の設定がない、または一部基準が異なる場合を含めると130品目となる³。

OA機器や家電製品など、エネルギー消費効率が判断の基準となっている品目については、省エネ法のトップランナー基準（多段階評価基準を含む）と同一の基準となっており、17品目が該当⁴する。また、国際エネルギースタープログラムの標準消費電力などの基準が準用されている品目が8品目、日本工業規格（JIS）が適用されている品目が1品目となっている。

このほか、グリーン購入法独自の判断の基準であるが、業界団体等の認定制度・認証制度等を参考に策定されているものもあり、調達に当たって参考にすることができるものもある。

このように、グリーン購入法の判断の基準の適合状況を確認する場合、参考となる環境ラベルや既存制度等は多く、それらを整理すると表1のとおりである。

表1 特定調達品目の判断の基準と既存の環境ラベル等の基準の対応

参考となる環境ラベル等	品目数
エコマークを参考 (今後改定予定、一部基準の設定のない又は異なる場合を含む)	122 (130 ¹)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)を準用	17 ²
国際エネルギースタープログラム(エネスタ)を準用	8 ²
JIS規格の一部を準用	1
グリーン購入法独自の判断の基準	38
物品・役務の品目合計	184

1: エコマークの基準において、グリーン購入法と同様にエネルギー消費効率について省エネ法トップランナー基準またはエネルギースタープログラムを準用している品目についても、エコマークを参考とすることでカウントした場合130品目となる。

2: コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機については、省エネ法とエネスタの両方を適用しているため合計は一致しない。

³ 既存のエコマークの商品タイプの認定基準を参考としてグリーン購入法の判断の基準を設定する場合とグリーン購入法の判断の基準が先行して設定され、エコマークの認定基準が準拠する場合がある

⁴ 複数の判断の基準のうちの一つがトップランナー基準と同一である品目を含む

(4) 品目別調達ガイドラインの作成

上記(1) ~ (3) の検討結果を踏まえ、物品及び役務の各品目について、優先順位に従い、既存の環境ラベル等を活用した判断の基準の適合条件をわかりやすく示した特定調達品目ごとの具体的な調達ガイドラインを作成する。

(5) チェックリストの作成

特定調達品目ごとに、判断の基準及び配慮事項に係る環境項目を満足しているかを確認するためのチェックリストを作成する。

表2 調達に当たって参考となる環境ラベルの例

名称	エコマーク	省エネラベリング制度	統一省エネラベル	国際エネルギースタープログラム	自動車の燃費性能の評価及び公表	低排出ガス車認定(平成17年基準)
マーク等						
概要	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。ISOの規格(ISO14024)に則った我が国唯一のタイプ 環境ラベル制度	エネルギー消費効率を現在商品化されている製品のうち最も優れている機器以上にすることを旨として基準を策定。省エネ基準を達成していると緑色、未達成はオレンジ色で表示	省エネ法に基づく省エネ基準の達成状況に応じて、相対的に5段階で策定(多段階評価)	製品全体の稼働時、スリープ・オフ時の消費電力を削減することを目指して基準を策定。日米のほか、EU等7カ国・地域で同一の基準を採用している	省エネ法に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上回る燃費性能を有するものに表示	国の排出ガス基準に対応した車であるという認定を受けた自動車に貼られているマーク。低減レベルによっての数が4個(75%低減)と3個(50%低減)で表示
運営主体	財団法人日本環境協会	経済産業省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省
対象品目	印刷用紙、衛生用紙、文具類、トナー・インクカートリッジ、2サイクルエンジン油、消火器、節水機器	電子計算機、磁気ディスク装置、家電製品、エアコン、ストーブ、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器、蛍光灯器具	エアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫・冷凍庫、テレビ、電気便座	コピー機、複合機、ディスプレイ、ファクシミリ、プリンター、スキャナー	自動車	自動車
名称	FSC認証制度(森林認証制度)	間伐材マーク	グリーンプリンティング認定制度	日本工業規格(JIS)	グリーン経営認証	グリーンマーク
マーク等						
概要	「森林管理の認証(FM認証)」「加工・流過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類の認証制度	間伐材を用いた製品につけられる識別マーク。主に木材で構成され、かつ、間伐材の有効利用が図られていると認められる製品につけられる	印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度	JISで規定された品質等の具体的内容に適合する製品に表示される。国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受けることが必要	交通エコロジー・モビリティ財団がグリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上、認証・登録が行われる(対象はトラック、バス、タクシー事業者)	社団法人日本オフィス家具協会が制定するマークで、会員企業のグリーン購入法適合製品にはこの「グリーンマーク」が表示されている。
運営主体	FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)	全国森林組合連合会	日本印刷産業連合会	経済産業省	交通エコロジー・モビリティ財団	社団法人日本オフィス家具協会
対象品目	コピー用紙	コピー用紙、文具類、オフィス家具等、ベッドフレーム	印刷(役務)	一次電池	輸配送、旅客輸送	オフィス家具等